

毎週火・金曜日定例発行

# 千葉県報

定例  
令和5年6月6日

## 主要目次

- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定(二件)
- 生活保護法等に基づく指定施術者の指定
- 令和五年千葉県観光入込客統計調査の実施
- 監査委員告示
- 包括外部監査人の監査の事務の補助
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(二件)
- 土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧
- 特定調達公告
- 落札者等の公告(三件)

## 告示

### 千葉県告示第二百二十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和五年六月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

名	称	所在地	指 定 年 月 日
柴眼科		四街道市鹿渡九三三の八二	令和四年六月一日
津田眼科医院		市川市八幡四の四の七	令和四年七月一日
医療法人社団緑友会	ら	市川市行徳駅前二の一六の	〃
いおんハート内科整形外	一		〃
科リハビリクリニック			〃
医療法人社団緑松会	新	松戸市新松戸四の一四一の	〃

松戸内科・糖尿病こばやしクリニック	二		
医療法人社団あいゆうクリニック東金	東金市東岩崎二の一〇		〃
さとう眼科	君津市北久保二の二の五		〃
医療法人社団明希会	市川市湊新田一の九の一八		〃
などデンタルクリニック	市川市国府台四の一の五		〃
ベル薬局国府台店	市川市南八幡四の七の二		〃
調剤薬局マツモトキヨシ南八幡店	木更津市清見台三の六の三		〃
ベル薬局清見台店	松戸市新松戸三の一三五		〃
調剤薬局マツモトキヨシ新松戸3丁目店	茂原市早野四六三の一		〃
ベル薬局茂原店	成田市公津の杜三の三の一		〃
アイワ薬局公津の杜店	旭市イ一、六四三の一		〃
調剤薬局マツモトキヨシ旭店	市原市姉崎東三の一の三		〃
ベル薬局姉崎駅前店	市原市白金町一の七八の一		〃
ベル薬局白金店	市原市玉前七二の一		〃
ベル薬局玉前店	市原市辰巳台東三の一五の三		〃
ベル薬局辰巳台店	君津市久保一の二の二		〃
調剤薬局マツモトキヨシ君津店	白井市清水口一の二五		〃
調剤薬局マツモトキヨシ西白井駅前店	富里市日吉台一の一〇の一		〃
ひかり薬局	長生郡一宮町一宮一〇、八		〃
ベル薬局一宮海岸店	八四の九		〃
小川歯科医院	流山市平和台三の八の一三		令和四年七月三日
医療法人社団中郷会	流山市西初石三の三五四の六		令和四年七月四日
柏クリニックおおたかの森			〃
さんわ薬局	東金市家徳三四の四		〃
もとやわた駅前整形外科	市川市南八幡五の一〇の四		令和四年八月一日

志鎌医院	茂原市八千代一の一の一	〃
アクロスモール新鎌ヶ谷駅前眼科	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二の一の一	〃
はぐくみBaby&Kid'sクリニック	印西市西の原五の一の二の二	〃
石井クリニック	南房総市白子二、一三一	〃
RINO歯科	流山市松ヶ丘四の四九五の四	〃
おぐら歯科医院	香取市玉造二の九の八	〃
薬局マツモトキヨシ新松戸2丁目店	松戸市新松戸二の七八	〃
ヤックスドラッグ茂原小林薬局	茂原市小林一、六三三	〃
薬局マツモトキヨシ東金東上宿店	東金市東上宿六の八一	〃
あげぼの薬局ロハル津田沼2号店	習志野市谷津七の七の一	〃
なごみ薬局	習志野市津田沼七の一の二の一	〃
クオール薬局流山おおたかの森店	流山市おおたかの森西一の一五の三	〃

千葉県告示第二百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和五年六月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社ゼンタ	柏市小青田三の一九の一五	たかつか団地訪問看護ステーション	松戸市高塚新田一二三の五	令和四年七月一日

ウエルネスパートナーズ株式会社	佐倉市栄町一〇の一七	アイリス訪問看護ステーション	佐倉市栄町一〇の一七	〃
株式会社ご長寿メディ	東京都台東区東上野三の二一の三	ご長寿メディ訪問看護ステーション	習志野市鷺沼台四の二の一四	〃

千葉県告示第二百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、次の施術者を指定施術者に指定した。

令和五年六月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

氏名	施設名称		所在地	指定年月日
	名	称		
永峯真記子	らいおんハート訪問鍼灸マッサージ院	柏市青葉台二の二四の一	令和四年八月一日	
近藤亮太	中央接骨院	船橋市習志野台二の四の二	〃	
松下素子	友愛鍼灸院	鴨川市貝渚三、一五三の一	〃	
八巻貴司	からだ元氣治療院	東京都江戸川区西葛西六の一六の七	〃	

千葉県告示第二百二十三号

令和五年千葉県観光入込客統計調査を実施するので、千葉県統計調査条例（昭和二十五年千葉県条例第一号）第三条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和五年六月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 調査の名称  
令和五年千葉県観光入込客統計調査
- 調査の目的  
観光入込客及び観光消費額等を把握することにより、本県の観光振興施策に必要な資

料を得ることを目的とする。

三 調査事項

- 1 観光入込客数
- 2 観光入込客の属性別の構成比、平均訪問地点数及び観光消費額等

四 調査の範囲

- 1 知事が選定する観光地点の管理者及び行祭事・イベントの運営者
- 2 知事が選定する観光地点を訪れた者

五 調査の期間

令和五年一月から十二月まで

六 調査の方法

- 1 知事が、四の1のものに調査票を配布し、報告を求めることにより行う。
- 2 知事が、四の2の者に対面調査を実施することにより行う。

七 結果の公表

知事は、調査結果を千葉県ホームページにより速やかに公表するものとする。

監 査 委 員 告 示

千葉県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定により、外部監査人松本達之は、監査の事務を次のとおり補助させる。

令和五年六月六日

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
柳原翼	東京都江戸川区平井五丁目二八番八―六〇一号	令和五年五月三十一日から令和六年三月三十一日まで
豊田泰士	徳島県徳島市幸町一丁目三七番地幸町シユンレジデン ス一〇〇三	令和五年五月三十一日から令和六年三月三十一日まで
川崎淳	佐倉市西志津一丁目一番七号	令和五年五月三十一日から令和六年三月三十一日まで

千葉県監査委員 小 倉 明  
 千葉県監査委員 川 口 明 浩  
 千葉県監査委員 関 政 幸  
 千葉県監査委員 岩 井 泰 憲

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年六月六日から十月六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年六月六日から十月六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年六月六日

千葉県知事 熊 谷 俊 人

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
岩淵ビル
  - 2 佐倉市鐮木町字仲田三九九番地一ほか  
大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
ヒロコーポレーション株式会社 代表取締役 岩淵明弘ほか
  - 3 佐倉市鐮木町一丁目三番地二六ほか  
変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
ヒロコーポレーション株式会社 代表取締役 岩淵明弘
  - 4 佐倉市鐮木町五一番地  
変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
ヒロコーポレーション株式会社 代表取締役 岩淵明弘ほか
  - 5 佐倉市鐮木町一丁目三番地二六ほか  
変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏ほか
  - 6 東京都立川市栄町六丁目一番地の一ほか  
変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
株式会社いなげや 代表取締役 本杉吉員ほか
  - 7 東京都立川市栄町六丁目一番地の一ほか  
変更年月日
- （一）大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
平成二十六年九月一日、平成三十年五月十五日及び令和元年七月三日
- （二）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
平成三十年五月十五日ほか
- 二 届出年月日  
令和五年五月一日
- 三 縦覧場所  
千葉県商工労働部経営支援課及び佐倉市産業振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和五年六月六日から十月六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年六月六日から十月六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年六月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

岩淵ビル

佐倉市鏑木町字仲田三九九番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

ヒロコーポレーション株式会社 代表取締役 岩淵明弘ほか

佐倉市鏑木町一丁目三番地二六ほか

3 開店時刻及び閉店時刻を変更する小売業者の氏名又は名称

ウエルシア薬局株式会社

4 変更前の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後十一時

5 変更後の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前零時、閉店時刻は午前零時

6 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時三十分まで

7 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から翌午前零時まで

8 変更年月日

令和五年五月二日

二 届出年月日

令和五年五月一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び佐倉市産業振興部商工振興課

土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法

第八条第一項の規定により、山武郡中央土地改良区の山武郡中央地区における土地改良事業（農業用排水施設の管理）計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

縦覧に供する書類の名称

1 山武郡中央土地改良区土地改良事業変更計画書の写し

2 山武郡中央土地改良区定款の写し

二 縦覧期間

令和五年六月七日から七月四日まで

三 縦覧場所

東金市役所、山武市役所及び九十九里町役場

特 定 調 達 公 告

【この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けません。】

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和五年六月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

【掲載順序】

- ① 物品等又は特定役務の名称及び数量
- ② 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- ③ 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④ 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤ 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑥ 契約の相手方を決定した手続
- ⑦ 入札公告日
- ⑧ 随意契約による場合はその理由
- ⑨ その他必要な事項
- ⑩ 令和5年度児童虐待・DV防止及びヤングケアラーに関する広報啓発業務委託 一式
- ⑪ 千葉県健康福祉部児童家庭課 千葉市中央区市場町1番1号
- ⑫ 令和5年4月1日
- ⑬ 千葉テレビ放送株式会社 千葉市中央区都町一丁目1番25号
- ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- ① 〇円
- ② 随意契約
- ③ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和5年6月6日

千葉県知事 熊谷 俊人

【掲載順序】

<p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>その1</p> <p>①印旛沼流域下水道鹿島ポンプ場で使用する電力(その2) 予定使用電力量 3, 309, 000キロワット時 ②千葉県印旛沼下水道事務所 千葉県美浜区磯辺八丁目24番1号 ③令和5年4月1日 ④東京電力パワーグリッド株式会社 成田市花崎町822番地1 ⑤126, 856, 044円 ⑥随意契約 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号</p> <p>その2</p> <p>①印旛沼流域下水道鹿島ポンプ場で使用する電力(その2) 予定使用電力量 1, 709, 000キロワット時 ②千葉県印旛沼下水道事務所 千葉県美浜区磯辺八丁目24番1号 ③令和5年4月1日 ④東京電力パワーグリッド株式会社 成田市花崎町822番地1 ⑤70, 149, 289円 ⑥随意契約 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号</p> <p>その3</p> <p>①印旛沼流域下水道柏井ポンプ場で使用する電力(その2) 予定使用電力量 3, 678, 000キロワット時 ②千葉県印旛沼下水道事務所 千葉県美浜区磯辺八丁目24番1号 ③令和5年4月1日 ④東京電力パワーグリッド株式会社 千葉県中央区富士見二丁目9番5号 ⑤122, 187, 694円 ⑥随意契約 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号</p> <p>その4</p> <p>①印旛沼流域下水道八千代ポンプ場で使用する電力(その2) 予定使用電力量 2, 017, 000キロワット時 ②千葉県印旛沼下水道事務所 千葉県美浜区磯辺八丁目24番1号 ③令和5年4月1日 ④東京電力パワーグリッド株式会社 千葉県中央区富士見二丁目9番5号 ⑤71, 426, 426円 ⑥随意契約 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号</p> <p>その5</p> <p>①印旛沼流域下水道物井ポンプ場で使用する電力(その2) 予定使用電力量 1, 280, 000キロワット時 ②千葉県印旛沼下水道事務所 千葉県美浜区磯辺八丁目24番1号 ③令和5年4月1日 ④東京電力パワーグリッド株式会社 千葉県中央区富士見二丁目9番5号 ⑤48, 117, 559円 ⑥随意契約 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号</p>	<p>次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和5年6月6日</p> <p>千葉県江戸川下水道事務所長 竹村圭介</p> <p>【掲載順序】</p> <p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>①江戸川左岸流域下水道市川ポンプ場で使用する電力 予定使用電力量 4, 285, 000キロワット時 ②千葉県江戸川下水道事務所 市川市福栄四丁目32番2号 ③令和5年4月1日 ④給与電力株式会社 静岡県静岡市葵区栄町1番地の3 ⑤132, 994, 603円 ⑥随意契約 ⑦地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第5号</p>
<p>千葉県</p>	<p>千葉県</p>

落札者等の公告

購読料

本号

一部

一八円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八